

第3回中野区空家等対策審議会 議事要点

	主な事項	検討の方向性
①	情報提供の在り方について	<ul style="list-style-type: none">・ 空家情報の提供にあたっては、単なる従来の不動産仲介という視点だけでなく、例えば、福祉等専門領域にも対応したうえで、踏み込んで提供することが有効な対策となる。・ 空家情報を、仮に民間事業者提供とした場合には、特定の民間事業者に限定してしまわないよう、公平性の観点から情報提供にあたっての課題を検討する必要がある。・ 空家は建築的にも法律的にも複雑な案件が多いので、相談体制の構築の際には、二次的に弁護士等専門家のアドバイスを受けられるよう検討する必要がある。その場合、行政が事業者任せに終わるということではなく、途中経過の検証や行政課題へのフィードバックも視野に入れて考えていく必要がある。
②	空家の利活用に向けた連携について	<ul style="list-style-type: none">・ 空家の利活用に向けた、何らかの相談体制のプラットフォームを構築することは有効な対策である。そこに不動産や法律の専門家などが参画する場合には、個別案件毎に各関係者が連携し、総合的な視点から適切なアドバイスを提供していくことが必要である。・ 利活用に向けた連携組織づくりは良い考えであるが、たとえ個別案件の対応であっても、事業実施に係る重要な判断は区が主体となって行っていくべきである。また、個人情報取り扱いや意思決定の仕組み、住民との関係も含めて様々な課題もあるので、連携組織づくりについては、方針や課題を整理したうえで慎重に検討していくべきである。

	<ul style="list-style-type: none">• 空家の利活用に向けた組織づくりにあたっては居住支援協議会をベースした場合、住宅確保要配慮者に対する支援という色彩が強くなるという特徴があるが、所有者の意向や中野の市場性も含めてバランスを考える必要がある。• 空家対策は市場の原理による民間活力の支援が有効であるから、空家の利活用にあたっては行政ではできないことを民間に振ってもらう。民間がやりやすい仕組みづくりが必要である。• 利活用に向けた組織づくりも必要だが、まずは利活用のモデルケースを立ち上げて、それを空家の利活用の事例として広く空家所有者に提示することが、利活用に向けた意識啓発につながるものとする。
--	--